

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
005010	山梨県北杜市	「企業による活力ある農業おこし特区」	農地法及び農業振興地域の整備に関する法律	荒廃農地を解消する活動を行う企業の、宿泊施設やサテライトファームオフィスを整備する場合については、特例を設け整備を可能とする。	御提案の荒廃農地を解消する活動を行う企業の宿泊施設やサテライトファームオフィスについては、これらの施設の設置が周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないなどの要件を満たし、宿泊者等の施設利用者が農業生産活動に従事することで地域の農業の振興につながる場合には、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第4条の第4項第27号の規定に基づき市町村が定める地域の農業の振興に関する計画(以下「27号計画」という。)に位置付けることにより、農用地区域から除外することが可能である。また、27号計画により除外された農地は、第1種農地であっても、当該計画に従って転用される場合については許可が可能である。	—	—	—
006040	マークインターナショナル株式会社 (チーム・ヴィジョン24)	PINEWOOD OKINAWA MOVIE STUDIOS (POMS) 雇用促進・観光・貿易振興を目的とした世界レベルでのコンテンツ産業創造プロジェクト	農地法 農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内農用地でも農地転用が可能になるよう要望する	農用地区域からの除外については、 ① 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること ② 農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと 等の要件を満たせば可能であり、また、農地転用については、農地転用許可基準に適合すれば可能である。 御提案については、具体的な計画を基に、県及び市の関係部局と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。	—	—	—
010040	北日本スカイテック株式会社 株式会社サングリン太陽園 ヤマハ発動機株式会社	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
011030	宮崎県	みやざき農業活力創生特区	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 第11条、第19条	エコフィードの製造に係る食品リサイクル法の特例については、一般廃棄物に加え産業廃棄物の再生利用も含む特例に拡大するとともに、再生利用計画の認定を受けた登録再生利用事業者(エコフィード製造業者)については、産業廃棄物処理業の許可を不要とする。	食品リサイクル法の特例は、市町村の区域を越えた一般廃棄物である食品循環資源の再生利用の円滑化の観点から設けられたものである。 貴県下において実施される産業廃棄物である食品循環資源の再生利用については、貴県における廃棄物処理法に基づく再生利用指定制度(再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物について都道府県知事の指定により廃棄物処理業の許可を不要とする制度)の活用により、事業者による負担の軽減を図りつつ、地域の実情に応じて、食品循環資源の再生利用の促進を図ることが可能であると考えられる。	右の提案者の意見について、提案者の求める特例措置を講ずることが可能か否かについて、回答されたい。	再生利用業者指定制度については、再生利用業者指定通知による、指定基準が廃棄物処理業の許可基準と同じであることや再生利用が営利を目的としないものであること等の規定がある。価格のエコフィードを継続的に生産するには、施設コストを押さえ利益を生む必要があり、廃棄物処理法が規定するような高コストな施設の整備は困難であり、また、再生のために利益は必要である。 そのため、廃棄物処理法ではなく、食品リサイクル法第21条の特例において、一般廃棄物に加え産業廃棄物の再生利用を特例として拡大するとともに、再生利用計画の認定を受けた登録再生利用業者について、廃棄物処理業の許可を不要とする特例措置をお願いしたい。	再生利用指定制度については、産業廃棄物である以上、適正な処理を担保するため、指定基準が廃棄物処理業の許可基準と一部重なることになるが、過度な負担とはいえない。一方、「営利を目的としないものであること」の規定については、不当な利益を得るものでなければ充たされるので、指定が困難とまでいえない。したがって、貴県下において実施される産業廃棄物である食品循環資源の再生利用については、食品リサイクル法ではなく廃棄物処理法に基づく再生利用指定制度の活用により、事業者による負担の軽減を図りつつ、地域の実情に応じて、食品循環資源の再生利用の促進を図ることが可能であると考えられる。
011040	宮崎県	みやざき農業活力創生特区	農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項	農用地利用配分計画に係る認可・公告・縦覧の手続について、借受者が質借権を設定する農地と同一の市町村に所在する場合は、当該市町村の業務とする。	農地中間管理機構は、都道府県知事が指定した法人であり、貸付先決定ルール等を定めた事業規程や事業計画の認可等の監督行為は全て指定主体である都道府県知事が行うこととされている。 農用地利用配分計画は、貸付先の決定という機構業務の根幹を成すものであることから、これを監督主体である都道府県知事以外の者に委任することは適当ではないと考えている。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	事業事務の迅速化・簡素化を図るために業務委任であり、監督責任を市町村に委任するものではないので、参考をお願いしたい。	農用地利用配分計画の公告に至るまでの事務手続きの迅速化に対する要望を受け、昨年12月に課長通知(「農地中間管理事業に関する事務手続の円滑な実施に向けた対応について」)を発出し、事務手続きの迅速化を図るために、①農用地利用配分計画の案の作成を市町村が行いたいとの要望があった場合にも、機構から当該市町村に依頼すること、②国から示した事務手続期間の短縮化の工夫の例に基づき、市町村等と十分連携の上、短縮化に努めることについて、各都道府県農政担当部長及び各都道府県の農地中間管理機構理事長に対してお願いしたいところである。 なお今回の提案内容は、配分計画の認可・不認可の判断を市町村が行うこととなり、都道府県知事が監督責任を果たすことが不可能となることから適当ではないと考えている。

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
011050	宮崎県	みやざき農業活力創生特区	農業経営基盤強化促進法 第12条	現行の認定農業者制度に加え、高所得(現在の所得目標の倍増程度)や規模拡大、新技術導入等を目指す農家を新たに「スーパー認定農業者(仮称)」として認定し、資金調達や国庫事業の優先採択等の優遇措置を創設する。 ※具体的な優遇措置 ・スーパー資金貸付限度額の拡大、償還期間の延長(25年→30年) ・補助事業の優先採択	認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が、農業従事者が他産業従事者と同等の労働時間でそんな水準の所得を確保し得る経営の指標等を明らかにした「基本構想」を定め、これに照らして認定を行っていただくべきものである。なお、認定農業者制度は、家族経営、法人経営を問わず適用される制度である。その上で、地方公共団体が、基本構想で定めた目標を大幅に上回る所得水準を目指す農業者を別途、独自に認定し、そのような者に対し、単独又は国の支援策に上乗せする形で、支援を行うことを妨げるものではない。 また、国の補助事業の中には、事業採択において、加算ポイントの設定等により都道府県等の意向を反映できるものもあり、地方公共団体から別途の認定を受けた農業者や産地の取組に対して、このような制度の活用も可能である。 なお、スーパー資金については、他産業並みの所得の確保のみならず、大規模な企業的経営を目指す認定農業者の資金需要にも応えられるよう、これまで貸付限度額を引き上げてきたところで、償還期間についても農業関係の融資制度の中で最長となっており、ご提案のような認定農業者の資金需要にも概ね対応できていると考えている。	—	—	—
018010	香川県	農地中間管理事業に係る農業振興地域外農地の適用範囲拡大	農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項	知事が農業振興上認めた地域について特認地域として農地中間管理事業の実施区域とする。	農地中間管理事業は、国費も投入して行っていることから、農業の振興を図るべき地域として都道府県知事が指定した農業振興地域に限って事業を行うこととしている。 なお、当該地域が貴県で農業の振興を図ることが適當と判断されているのであれば、県知事が農業振興地域に指定することで、農地中間管理事業の実施が可能である。	右提案者が求める、特任地域として農地中間管理事業の実施地域とすることについて、回答されたい。	生産性の高い農業が行われているにも関わらず、農業振興地域の指定要件となっている農用地等の面積要件を満たさないため、県が農業振興地域として指定できない自治体も存在することから、知事が農業振興上必要と認めた地域について、特認地域として農地中間管理事業の実施地域とすることを求めたものである。	農地中間管理事業は国費も投入して行っていることから、「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域」である農業振興地域に限って事業を行うことどおりである。 このように、国費投入の視点に立って、農業振興地域のそもそもの性格に着目して事業対象地域を定めているものであり、事業の対象地域を、機構事業独自に、農業振興地域外へ広げることは適当ではない。
019010	香川県	農業災害補償に係る共済目的の種類へのオリーブ追加	農業災害補償法第84条第4号	国において、オリーブの被害の発生態様や、損害評価方法の確立などを目的とした研究を実施し、共済目的とするための基礎データを作成し、それをもってオリーブ共済目的に指定する。	オリーブの共済事業を行うことについては、農業災害補償法においては、何ら規制を行っていないことから、香川県が事業実施に必要な調査を行い、香川県の事業として実施することは可能である。 なお、農業災害補償法に基づく果樹共済は、国が行う災害対策として、加入農家の支払うべき共済掛金の一部を国庫が負担していること等から、運用上、果樹農業の健全な発展に寄与することを目的とする果樹農業振興特別措置法(以下、果振法)の対象果樹を共済目的として実施している。 果振法における対象果樹については、果樹の需要の動向に即応して計画的に果樹農業の振興を図るため、施策推進上重要な果樹として、栽培面積や生産額が相当大きいものを政令で指定(かんきつ類、りんご等の13品目)している。 一方、オリーブについては、これらの対象果樹に比べて、栽培面積や生産額が小さく、香川県(小豆島)で全国の栽培面積の7割を占める地域特産的な品目であるため、果振法の対象果樹としていない。 以上のことから、オリーブについては、果樹共済における共済目的としていない。	—	—	—
027010	株式会社ドリームワン	<バーチャル特区構想>C4資源作物(デントコーン)栽培による資源生産基盤の確立	農地法2条第3項	○農業生産法人における役員要件として、役員の過半の構成員が農業に常時従事日数(原則150日/年以上)を緩和する。	農業生産法人の役員の過半が常時従事することとされる「農業」には、農作業だけではなく、農畜産物の加工・販売業務や企画管理業務等も含まれますので、御提案にある、生産したC4資源作物(デントコーン)の加工製造に従事する日数も「農業」に従事する日数に算入される。 したがって、御提案の事業を行う法人であれば役員の要件を満たすことは可能であると考えられますので、御提案の内容は、現行制度でも実現可能と考える。 また、企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式により全面自由化されており、リース方式であれば農業生産法人でなくとも農業に参入できることとなっておりますので、リース方式による参入もあわせて御検討願いたい。	—	—	—

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
027022	株ドリームワン	<バーチャル特区構想> C4資源作物(デントコーン)栽培による資源生産基盤の確立	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	○農地取得の手続きにかかる知事認可などの期間の短縮を図る。	農林水産省としても、農地中間管理機構による農地の転貸に要する期間を短縮していくことは必要だと考えている。この期間の短縮は、法律上の問題ではなく、運用上の問題であることから、都道府県に対して、期間短縮のための工夫の方法について情報提供を行うこと等により、その改善を図っていきたいと考えている。	-	-	-
028010	(有)北海道ハイセル牧場	<国家総合戦略特区構想> スマートアグリタウン構想 ハイセルシステム・バイオ農工業	独立行政法人家畜改良センター法11条	独立行政法人家畜改良センター十勝牧場において、「産学官連携」を推進するため、独立行政法人家畜改良センター法に、C4資源作物(デントコーン)栽培及びバイオテクノロジーなどの事業を加え、「スマートアグリタウン構想」の実現を可能とする。	現行制度上も、(独)家畜改良センターが、 ①同センターの業務に支障を与えない、 ②公益性が高い事業に使用される、 ③確実な防疫上の措置が講じられること ④地元自治体及び周辺住民の合意が得られている等の要件を満たしていると認めれば、同センターの用地を有償で貸し付けることが可能であり、具体的な条件等については、直接センターにお問い合わせ願いたい。	-	-	-
029010	大分県臼杵市	市町村主体の森林整備計画の策定	森林法 第4条～第10条の5	市町村が重点区域を設定し、その区域内の国有林、分収林、私有林等を面的に整備計画を策定できるよう提案します。	地域の国有林、分収林、私有林等の整備が一体的に行われることは、水源涵養機能や国土の保全をはじめとする公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の推進を図る上で重要である。 このため、現行森林法下での森林計画制度においても、民有林の計画をたてる都道府県知事、市町村長と国有林について計画をたてる森林管理局長が、それぞれの森林計画の樹立又は変更に当たって互いに意見を聞くよう措置されているほか、民有林と国有林が隣接する地域で共通の目標の下に整備を進めることができた森にあっては、共同施業団地を設定することができる枠組みを準備し、活用しているところであり、具体的な地区がある場合は、九州森林管理局・大分森林管理署にご相談いただきたい。	-	-	-
030010	大分県臼杵市	森林取得と整備に関する公庫等による金融支援の拡充	日本政策金融公庫法 第12条 昭和63年4月8日付け、森林取得資金金融通取扱要綱(最終改正:平成25年5月16日 24林政企第107号) http://www.maff.go.jp/j/kokujituti/tutit0000219.html	株式会社日本政策金融公庫の林業経営育成資金(森林取得)は、林齢60年以下の森林と一体的に取得することで、60年を超える森林の取得についても活用が可能となっています。 また、既に締結されている分収育林契約について、他の契約相手方から持ち分を買取る場合、当該分収育林契約の締結時において樹齢が45年以下であれば足り、持分を取得する時点における分収林の樹齢は、本資金の活用に当たっての要件とされていない。	-	-	-	-
035010	愛媛県今治市(共同提案)	①国際水準の獣医学教育特区 ②その他の提案	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」(文部科学省告示)	国際動向を見据えた国家戦略レベルでの獣医師養成系大学の設置・入学定員規制の地域限解除	農林水産省は大学の設置等に係る権限は有していないが、今後も関係者が検討する上で必要となる関連データを提供してまいりたい。	-	-	-

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
035020	愛媛県 今治市 (共同提案)	①国際水準の獣医学教育特区 ②その他の提案	「輸出される水産物に関する証明書の発行について」(農林水産省通知)	・水産物・食品の輸出証明書の申請・発行窓口を一元化(例:商工会議所)	水産物及び食品等(酒類を除く以下同じ)の輸出に際して必要な証明書については、国及び一部道県(水産物に限る)において産地証明書及び放射性物質検査結果証明書(以下「産地証明書等」という。)の発行業務を行っているところである。 2015年7月現在も、多くの輸出先国・地域から産地証明書等の提出が義務付けられているが、そのほとんどが政府機関による発行を求めていることから、民間において輸出先国・地域に対して有効な産地証明書等を発行することは困難と思われる。 一方、地方公共団体では、一定の要件を満たせば産地証明書の交付を行うことができるところとなっており、例えば、東京圏特別区域計画の中では、成田市が主体的に関与することにより、国が発行する食品等の産地証明書等の交付を成田市公設地方卸売市場で一元的に受けられる手続きを実現させている。 なお、農林水産省としては、水産物及び食品等の輸出に係る産地証明書等の添付を不要とするよう引き続き各國・地域の輸入規制の緩和・撤廃の働きかけを行っていく考えである。	-	-	-
035030	愛媛県 今治市 (共同提案)	①国際水準の獣医学教育特区 ②その他の提案	「輸出水産食品の取扱いについて」(厚生労働省通知)	・輸出水産食品取扱施設に係る認定等の審査を行う機関窓口を一元化 ・輸出水産食品取扱施設に係る認定等の審査を行う機関を民間に拡大	水産庁では、2014年10月から、これまで厚生労働省(保健所等)のみが実施していた、対EU輸出水産食品取扱施設の認定を開始したところであるが、申請先は事業者が選択できるため、複数の省庁が審査に関係することではなく、手続が煩雑になっているとは思えない。これまでに(2015年7月現在)3件を認定しているところであり、厚生労働省に加え、水産庁も認定主体となることで、認定の迅速化が図られたと考えている。 また、対EU輸出水産食品取扱施設については、EUから公的管理を求められていることから、認定審査を民間で実施いただくことは困難だと思われる。	-	-	-
038010	山口県 周南市、株トクヤマ徳山製造所、東ソーリ株南陽事業所、出光興産株徳山事業所、株トクヤマロジスティクス、長府工場㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	農業協同組合法第72条の8	農業協同組合法の特例により生活支援サービスの提供を実施可能な付帯事業とする	農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態であり、このことから、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、農業以外の事業も多角的に行う場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制度的に手当している。 このため、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業生産にとどまらず事業の多角化を行うようなケースを想定して、農事組合法人から株式会社への組織変更の制度(簡易な手続で、現在の法人を解散することなく株式会社となることができる制度)を設けているところであり、この組織変更の制度を活用することにより、提案の内容は実現可能である。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された い。	本県では、中山間地域の地形的制約から小規模な集落営農法人が多いため、複数法人が出資する集落営農法人連合体を育成し、経営規模の拡大等に加え、生活支援サービス業など小規模法人単独ではできない新事業の展開と雇用創出を図ることとしている。 しかし、複数の農事組合法人が出資し連合体となる法人を新たに設立する場合であっても、農協法第72条の8により農事組合法人の目的や事業の範囲内で出資すべきと指導されており、結果的に連合体の事業範囲が限定されることとなる。 農事組合法人の連合体については、その法人格は農事組合法人ではなく合同会社、株式会社等となることから、生活支援サービス業を実施可能としていただきたい。	農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態であり、農事組合法人が他の法人に出資する場合も、農事組合法人の目的と事業の範囲内で行うべきである。 農事組合法人の出資が、その目的と事業の範囲内で行われているかどうかは個別の事業ごとに判断すべきものであり、ご提案の集落営農法人連合体への出資についても、該農事組合法人がどのような目的で出資したのか個別具体的に明らかにした上で、その目的と事業の範囲内で行われているかどうかを判断することになるものと考えている。
038020	山口県 周南市、株トクヤマ徳山製造所、東ソーリ株南陽事業所、出光興産株徳山事業所、株トクヤマロジスティクス、長府工場㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	女性創業者が地域で生産される農畜産物等の提供をおこなう農家レストランを開業する場合について、農用地区域に設置できるよう要件緩和する	農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できることとしていることから、国家戦略特別区域の指定を受けることにより、農地転用許可を受けて農用地区域内に設置することができる。 なお、農家レストランの農用地区域内への設置については、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、「国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討することとされたところである。	-	-	-
039010	医療法人添田歯科医院	メディカルタウン(仮称)の開発	農業振興地域の整備に関する法律	メディカルタウンの開発について、農用地区域からの除外要件を緩和する。	御提案のように計画的な市街化を図る場合には、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により農用地区域から除外することが基本と考える。 地域の経済活動や生活環境の整備等の地域のニーズに対応するために行う農用地区域からの除外については、 ① 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること ② 農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすそれがないこと 等の要件を満たせば可能である。 御提案については、具体的な計画を基に、県及び市の関係部局と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。	-	-	-

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
043010	慶應義塾大学先端生命 科学研究所 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式 会社 Spiber株式会社 鶴岡市 山形県	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
043020	慶應義塾大学先端生命 科学研究所 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式 会社 Spiber株式会社 鶴岡市 山形県	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
047010	光合成産業協議会	光合成産業及びその基本 技術を応用了した他産業の 構築	地域資源を活用した農林漁業者等による新事 業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進 に関する法律第3条第3項、第3条第4項第三 号、第3条第5項第一号及び第二号	農林漁業者等による新事業の創出等及び地域 の農林水産物の利用促進に関する法律条文 に、農林水産物並びにその種苗(注2)生産装置 や設備の製造、建造、販売を含めることで単独 で総合化を目指す事業者が、加工、又は販売業 者の連携により総合化を目指す事業者と比 べ、金融機関或いは地方公共団体より不利な 扱いを受けないことを条文に担保する。	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の 利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)は、農林漁業者等が農林水産物等の生 産及びその加工又は販売を一体的に行う農林漁業及び関連事業の総合化等を促進す ることとしている。 一方、今回の提案における事業の実施内容は、装置等の製造販売を行う事業活動で あり、農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う農林漁業及び関連事 業の総合化には当たらない。 このため、装置等の製造販売の事業活動を否定するものではないものの、今回の提 案である「農林水産物並びにその種苗生産装置や設備の製造、建造、販売」を同法第3 条第3項に定める農林漁業及び関連事業の総合化に含めるという措置を受け入れるこ とはできない。	-	-	-
055011	つくば農業生産農事株 式会社	資源循環農業型社会構築 による新規雇用拡大と地域 農業活性化	農地法第四条	以下の施設について、農地法の農地転用許可 の緩和をして欲しい。 1. 工場への有効な一般交通機関が無いこと 2. 建設可能な市街化地域まで一定距離がある こと 3. 一定人数以上の託児所利用者や介護施設 利用者が見込めること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定す ること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街 化調整区域の農地であっても託児所及びショ ーストイの設置を認める。但し、各々の施設の 運営については認可された外部機関へ委託す ることとする。 1. 近隣に代替えできる販売施設が無いこと 2. あくまでも周辺住民へのサービスの一環で あること 3. 工場で産出される製品に限定すること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定す ること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街 化調整区域の農地であっても常設直売所の設 置・運営を認める。 1. 近隣に有効な自炊可能な宿泊施設が無い 2. 工場への有効な一般交通機関が無い 3. 広大な所有地を有する農業関連事業である こと 4. 当初の事業が継続されている期間に限定す ること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街 化調整区域の農地であっても宿泊施設の設置 を認める。但し、施設の運営については認可さ れた外部機関へ委託することとする。	地域で生産される農畜産物の販売施設について、農地転用許可が可能である。ま た、地域で生産される農畜産物の処理加工施設で働く従業員のための託児所及び農業 研修生のための宿泊施設については、市町村が策定する地域の農業の振興に関する 計画に位置付けることにより農地転用許可が可能である(農地法施行令(昭和27年政令 第445号)第10条第1項第2号へ)。 なお、地域で生産される農畜産物の処理加工施設と一体化的に設置される、 ① 当該施設で働く従業員のための託児所 ② 当該施設に常駐する従業員のための宿泊施設 については、当該施設の管理のために必要不可欠なものとして、第1種農地等の優良 農地であっても農地転用許可が可能である(農地法施行規則(昭和27年農林省令第79 号)第35条第6号)。	-	-	-

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
059010	(株)サンシャインファーム、(株)ノースファーム、(株)ノースフーズジャパン、阿部牛肉加工株、(株)牛の達人	国産牛肉増産プロジェクト	国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項5号	5haの貸付面積の上限を撤廃し、放牧などの利用を促進する。	国有林野については、「国有林野の管理経営に関する法律」第7条第1項第4号において、放牧又は採草の用に供する場合には面積の上限なく貸し付けることができるよう措置されていることから、具体的な箇所等があれば、地域の森林管理局・署にご相談ください。	—	—	—
059020	(株)サンシャインファーム、(株)ノースファーム、(株)ノースフーズジャパン、阿部牛肉加工株、(株)牛の達人	国産牛肉増産プロジェクト	家畜伝染病予防法	牛の輸入検疫の期間短縮、検疫施設の拡充、検疫枠の自由度を高める。	<p>【輸入検疫の期間短縮】 (1)輸入検査のための係留期間については、我が国に疾病が侵入することを的確に防ぐために牛が感染する疾病的潜伏期間(例:口蹄疫・国際基準(OIEコード)において最長14日、等)を踏まえ決定しており、偶蹄類の動物である牛の場合、15日間となっている。 (2)仮に十分な係留期間が確保できなかった場合は、我が国に伝染性疾病が侵入するリスクが高まることになることから、輸入検疫の期間短縮は困難。</p> <p><参考:輸入検疫期間中の牛で摘発された主な家畜の伝染性疾患例> ヨー不病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛白血病、牛伝染性鼻氣管炎、ブルセラ病、他</p> <p>【検疫施設の拡充、検疫枠の自由度を高める件】 (1)動物検疫所の動物係留施設は、動物の輸入動向や全国的な配置等を考慮して、全国10か所に整備している。近年、我が国の輸入頭数が減少傾向で推移しており、係留可能な頭数に余裕があることから、現時点で、直ちに動物係留施設を拡充する必要があるとは考えていない。 (2)また、動物検疫所において、輸入動物について検疫枠は設定していないが、動物係留施設の収容能力の関係上、円滑に輸入できない結果、届出を行わなかった者自らが経済的損失等を被る事態を未然に防止し、輸入者に不測の混乱を生じさせないようにするため、家畜伝染病予防法第38条の2に基づき、輸入者からの輸入の事前届出を踏まえて、動物検疫所が輸入時期や係留場所の調整を行うこととしている。 (3)あらかじめ動物検疫所に対して、予定されている輸入頭数、時期等をご相談いただきたい。</p> <p><参考:牛の輸入実績の推移> 2007年:25,094頭 2011年:11,608頭 2008年:18,991頭 2012年:13,719頭 2009年:14,911頭 2013年:11,655頭 2010年:15,500頭 2014年:10,166頭</p>	—	—	—
059030	(株)サンシャインファーム、(株)ノースファーム、(株)ノースフーズジャパン、阿部牛肉加工株、(株)牛の達人	国産牛肉増産プロジェクト	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令	承認工場以外において、飼料原料のとうもろこしを免税で輸入するに際し、関税割当制度などの複雑な輸入制度の手続きを簡潔明瞭にする。	<p>輸入とうもろこしは、我が国農業において重要な位置を占めるでん粉原料と競合する品目であるため、基本的な関税率(基本税率)は、「50%又は12円/kgのいずれか高い税率(以下「50%」という。)」を設定している。 しかしながら、主たる飼料原料を海外に頼らざるを得ない我が国農家のコスト低減を図る必要から、飼料用のとうもろこしについては、でん粉への横流れ防止措置を担保しつつ、当該とうもろこしを必要とする畜産農家が安価に手当できるよう、「50%」ではなく、「無税」で輸入できる制度を創設している。 御提案の丸粒とうもろこしの関税割当制度についても、こうした制度の一つであり、上記制度趣旨を実現するために必要最小限の書類等の提出を求めているものであるため、これ以上の簡素化、書類の簡略化は困難である。</p>	—	—	—
059050	(株)サンシャインファーム、(株)ノースファーム、(株)ノースフーズジャパン、阿部牛肉加工株、(株)牛の達人	国産牛肉増産プロジェクト	農地法第2条第3項、4項 農地法施行令第1条、第7条	企業による農業生産法人の議決権取得を全体の2分の1以上まで認めるとともに、企業による農地所有を可能とすべきである。	<p>企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式により全面自由化されており、リース方式であれば農業生産法人でなくても農業に参入できることとなっている。 他方、企業の農地所有については、参入した企業が農業から撤退した場合、その所有する農地が耕作放棄地や産廃置場になってしまうのではないかといった農村現場の懸念があるとともに、この懸念を払拭する(リース方式のリース契約解除のよな)確実な原状回復手法が確立されていないことから、対応することは困難である。 なお、農地を所有できる法人(農業生産法人)の要件については、現在、国会に提出している「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」において、このような懸念のない範囲で、法人の6次産業化等経営発展を推進していく観点から、議決権要件や役員の農作業従事要件を見直すこととしているが、更なる要件の緩和については、「日本再興戦略」(平成26年6月24日閣議決定)において、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえて検討することとされている。</p>	—	—	—

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
060010	京丹後市	新シルク産業の創造	農地法第2条第3項	<p>桑栽培のために農地を所有する農業生産法人に限り、農外の者は総議決権の2分の1未満となっている構成員要件を緩和する</p> <p>桑栽培のために農地を所有する農業生産法人に限り、役員の過半が、原則年間60日以上農作業に従事することを規定した業務執行役員要件を撤廃する</p>	<p>企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式により全面自由化されており、リース方式であれば農業生産法人でなくとも農業に参入できることとなっています。</p> <p>他方、企業の農地所有については、参入した企業が農業から撤退した場合、その所有する農地が耕作放棄地や産廃置場になってしまふのではないかといった農村現場の懸念があるとともに、この懸念を払拭する(リース方式のリース契約解除のよう)確實な原状回復手法が確立されていないことから、対応することは困難である。</p> <p>なお、農地を所有できる法人(農業生産法人)の要件については、現在、国会に提出している「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」において、このような懸念のない範囲で、法人の6次産業化等経営発展を推進していく観点から、議決権要件や役員の農作業従事要件を見直すとしているが、更なる要件の緩和については、「日本再興戦略」(平成26年6月24日閣議決定)において、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえて検討することとされている。</p>	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	<p>養蚕業に必要な桑は、長期計画の下で安定生産する作物(永年作物)であり、リース方式では、土地の返却を求められる可能性も皆無でなく、かつ経済合理性も無い。また農地保全のため市が新たな基金を設け、農地取得時に基金拠出を義務付けることで、仮に法人が耕作放棄した場合でも、当該基金により原状回復や維持管理を行う仕組みを作ることで対応は可能と判断する。</p> <p>現在、桑・養蚕分野の多くは農業単体での経営にあるが、商工連携による最終製品となる場合が多く、むしろ商工分野と連携し、中間・最終消費産業までを一貫して俯瞰する経営体制を持つことで、絶じて厳しい局面となっている状況を脱し、桑・養蚕分野の新たな発展が期待できる。</p>	<p>企業の農業参入については、</p> <p>① 平成21年の農地法改正により、リース方式での参入は全面解禁されており、農地中間管理機構との組み合わせにより、さらに参入しやすくなっている。</p> <p>② また、所有方式についても、昨年の農地法改正で、農業者以外の譲決権比率を4分の1以下から2分の1未満にまで拡大したところであり、本年4月から施行している。</p> <p>したがって、全国レベルの制度として、企業の農地所有についての更なる要件緩和を検討する段階ではないと考えている。</p> <p>一方、地域を限定して試験的に実施することは、それは別問題であり、やり方によっては農業・農村の現場に不安を生じず、また、その実施状況が今後の検討の参考になることもあり得ると考えられる。</p> <p>このような観点から、どのようなやり方が考えられるか検討した結果、</p> <p>① 企業が農地として利用しなくなった場合の確実な原状回復措置を講じた上で、</p> <p>② 國家戦略特区の中でも一定の要件を満たす地方公共団体に限定し(地域限定)、</p> <p>③ また、期間も5年間に限定して(期間限定)、試験的に事業を行うこととし、國家戦略特別区域法で措置しているところである。</p>
066020	(非公表)	新東名高速道路 伊勢原北IC周辺新ビジネス拠点整備事業 伊勢原市大山周辺観光拠点整備事業 伊勢原市日向周辺観光拠点整備事業	農業振興地域の整備に関する法律	駐車場、商業施設等の設置について、農用地区域からの除外要件を緩和する。	<p>御提案のように計画的な市街化を図る場合には、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により農用地区域から除外することが基本と考える。</p> <p>地域の経済活動や生活環境の整備等の地域のニーズに対応するために行う農用地区域からの除外については、</p> <p>① 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること ② 農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと 等の要件を満たせば可能である。</p> <p>御提案については、具体的な計画を基に、県及び市の関係部局と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。</p>	—	—	—
068030	(非公表)	伊勢原市日向周辺観光拠点整備事業	森林法	駐車場、商業施設等の設置について、保安林の指定を解除できるよう緩和する。	<p>保安林制度は、水源の涵養や災害の防備等の公共目的達成上重要な森林について、農林水産大臣又は都道府県知事が森林法に基づき指定し、当該指定目的の達成上必要最小限度の伐採制限や転用の規制等の制約を課し、保安林の機能の十全な発揮を図る制度である。</p> <p>保安林は国民の生命・財産の保全に直結する社会的必要性に基づき指定されたものであり、解除要件の緩和は制度の趣旨から困難であるが、個別の保安林の指定の解除については、必要な要件を全て満たすと認められる場合には可能となっている。</p>	—	—	—
069020	(非公表)	東海大学医学部付属病院周辺 教育、医療、研究開発拠点整備事業 伊勢原協同病院周辺病民連携拠点整備事業	農業振興地域の整備に関する法律	メディカルタウンの開発について、農用地区域からの除外要件を緩和する。	<p>御提案のように計画的な市街化を図る場合には、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により農用地区域から除外することが基本と考える。</p> <p>地域の経済活動や生活環境の整備等の地域のニーズに対応するために行う農用地区域からの除外については、</p> <p>① 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること ② 農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと 等の要件を満たせば可能である。</p> <p>御提案については、具体的な計画を基に、県及び市の関係部局と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。</p>	—	—	—
071020	(非公表)	伊勢原射撃場周辺PFI活用による周辺整備事業	農業振興地域の整備に関する法律	駐車場、商業施設等の設置について、農用地区域からの除外要件を緩和する。	<p>御提案のように計画的な市街化を図る場合には、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により農用地区域から除外することが基本と考える。</p> <p>地域の経済活動や生活環境の整備等の地域のニーズに対応するために行う農用地区域からの除外については、</p> <p>① 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること ② 農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと 等の要件を満たせば可能である。</p> <p>御提案については、具体的な計画を基に、県及び市の関係部局と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。</p>	—	—	—

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
079160	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉	森林法(第10条の8~第10条の10)…伐採及び伐採後の造林の届出等 森林法(第207条)…罰則	森林法において伐採及び伐採後の造林の届出が規定されており、森林施業ロボットを用いての違法伐採の可能性も出てくることから罰則規定を設けるなど新たなルールの設定を行う。 例えば、森林法第207条の規定に基づく罰則に、自動林業施業ロボットを利用した森林法第10条の八第一項の規定違反については、ロボット利用登録や免許の剥奪といった規定を追加するなど。	森林法における伐採及び伐採後の造林の届出制度は、森林所有者等の適正な森林施業を確保するとともに、森林資源の賦存状況等を掌握し、市町村森林整備計画の円滑な達成を図るためのものであり、御提案のような自動林業施業ロボットによる実証試験中に、故意ではなく「誤伐採」が発生したような場合については、市町村長の指導等に従い伐採跡地への造林など適切な措置を講じることにより対応すべきものである。 このため、自動林業施業ロボットによる誤伐採等の可能性を念頭に、森林法における罰則の追加や緩和などの措置により対応する必要はないと考える。	-	-	-
079180	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉	森林法(第50条)…使用権設定に関する認可	個人の財産権や所有権が実質的に形骸化している状況が見受けられるにも関わらず、現行の土地所有制度上、他者による権利行使が限定的であり、国土の有効活用といった面とのひずみが顕在化しつつある。 これらのひずみに対処する方法として、私権の度合いと公益性・経済性の度合いを評価する仕組み等を創設し、森林保全上著しく個人の財産を侵害しない範囲での間伐等、必要と認められる場合は、特区内で一定の私権制限を行う等、これまでの土地所有制度とは視点を変え、他者による森林の使用権設定に関する制度を創設し、運用実証する。	森林所有者の経営意欲が低迷し、整備が進まない森林がみられる中、間伐等が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）については、市町村長がその者に施業の勧告を行い、従わない場合には都道府県知事の裁定等の手続きにより意欲ある者が施業代行できる仕組みを森林法（第10条の11の4）において措置しているところである。 さらに、平成23年の森林法改正において、要間伐森林の所有者が不明な場合であっても、災害発生の防止等の観点から分な公益上の必要性が認められる場合には、裁定により間伐木に係る所有権及び土地の使用権を取得できる仕組みや、所有者が不明な他人の土地について使用権を設定し、円滑な林道等の整備ができる仕組みを導入したところである。 こうした制度が措置されており、森林所有者が不明な森林等も含め当該制度を御活用頂きたい。	-	-	-
080030	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者とつくる元気な地域～】	・農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	・自己の農畜産物及び同一市町村内又は農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する農家レストランについて、農業用施設として、農業者がこれを農用地区域内に設置することを可能とする。	農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できることとしていることから、国家戦略特別区域の指定を受けることにより、農地転用許可を受けて農用地区域内に設置することが可能となる。 なお、農家レストランの農用地区域内への設置については、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、「国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討することとされたところである。	-	-	-
085020	三重県	みえアグリイノベーション創生特区 ～食・農・エネルギーの三重奏～	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	農家レストラン、食品産業事業者による農林水産物加工施設の農用地区域内設置の容認 農振農用地に設置した農家レストラン、農林水産物加工施設に係る材料調達要件の緩和	1. 農家レストランの農用地区域内への設置について 農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できることとしていることから、国家戦略特別区域の指定を受けることにより、農地転用許可を受けて農用地区域内に設置することが可能となる。 なお、農家レストランの農用地区域内への設置については、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、「国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討することとされたところである。 2. 食品産業事業者による農林水産物加工施設の農用地区域内への設置について 農用地区域内においては、温室、農機具収納施設等農用地区域内の農業生産を行う上で必要不可欠な施設に限って設置可能としており、農業者自らが設置・管理し、自己及び地域の農畜産物を5割以上使用する農畜産物加工・販売施設については、当該農業者が農業生産を行う上で必要不可欠なものとされるため、農用地区域内での設置を可能としている。これに対し、食品産業事業者が設置する農林水産物加工施設は、農業者自らが設置するものとは異なり、農業者が農業生産を行う上で必要不可欠のものは言えないことから、農用地区域内に設置することは適切ではない。 なお、食品産業事業者が設置する農林水産物加工施設については、「地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の15第1項に基づき市町村が作成する地域農林水産振興施設整備計画に従って整備される場合には農用地区域からの除外や農地転用許可が可能となっている。 3. 農家レストラン及び食品産業事業者による農林水産物加工施設において使用する農畜産物の調達要件の緩和について 農家レストラン、農畜産物加工施設等については、自己及び地域の農畜産物を原材料として量的又は金額的に5割以上使用しない場合には、当該農業者が農業生産を行う上で必要不可欠のものは言えないことから、農用地区域内に設置を認めることが適切でないと考える。なお、自己及び地域の農畜産物を原材料として5割以上使用するのであれば、残りの農畜産物の産地について限定はない。	-	-	-

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
085040	三重県	みえアグリノベーション創生特区 ～食・農・エネルギーの三重奏～	交付金実施要領	日本型直接支払い制度(多面的機能支払、中山間地域等直接支払)の返還免除事由の拡充	中山間地域等直接支払の協定対象農用地又は多面的機能支払の交付対象農用地を、農地転用許可を受けて農用地区域内の農業用施設に転用する場合には、現行でも交付金の過剰返還が免除されています。 なお、国家戦略特別区域法第26条に基づき、所定の手続を経れば、農家レストランを農用地区域内の農業用施設として設置することが、既に可能となっています。	—	—	—
085050	三重県	みえアグリノベーション創生特区 ～食・農・エネルギーの三重奏～	農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第1条	閉鎖系植物工場の農用地区域内設置の容認	閉鎖系の植物工場については、現行制度においても、農業用施設として農地転用許可を受けて農用地区域内に設置することが可能である。 なお、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、「植物工場など農業の六次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から、基準の明確化を図る」とされており、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)を改正し、植物工場が農業用施設である旨を明確化することを検討している。	—	—	—
085060	三重県	みえアグリノベーション創生特区 ～食・農・エネルギーの三重奏～	「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日付 13経営第6953号)農林水産省経営局構造改善課長通知	床面コンクリート張り植物工場について、農用地区域内の農地へ、農地のまま設置を容認 調整池を大規模植物工場の関連施設として、農用地区域内の農地へ、農地のまま設置を容認	植物工場の建設により農地をコンクリートで地固めした場合や調整池を設置した場合には、その土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することができなくなるため、農地法上の「農地」として取り扱うことは困難である。	—	—	—
085090	三重県	みえアグリノベーション創生特区 ～食・農・エネルギーの三重奏～	農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第1条	地域バイオ燃料製造施設を農業用施設として農用地区域内設置容認 バイオ燃料製造施設に係る材料調達要件の緩和	御提案いただいたバイオ燃料製造施設については、地域で生産されるみかんの不良果や搾汁粕等の廃棄物を材料として使用するものであれば、地域内の廃棄物よりも地域外の廃棄物を多く使用する場合であっても、農地転用許可を受けて農用地区域内に設置することが可能である。	—	—	—
092010	姫路市	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	—	—	—

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
092020	姫路市	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	—	—	—
092030	姫路市	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	—	—	—
098130	北九州市	北九州スマートシティ創造特区 ○BCP拠点(低灾害リスク) ・農業振興地域における農地転用の許可基準の緩和	農地法施行令10条、農地法施行規則35条	1. 農地法施行規則第35条第4号に道路貨物運送業等を営む者が設置する施設を追加することについて 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第35条第4号の「流通業務施設」にはトランクターミナル、卸売市場、倉庫、荷さばき場、道路貨物運送業の事務所及び店舗等が該当する。また、施設が主として倉庫等に利用されるものであれば、一部で組立てや加工等が行われる場合であっても「流通業務施設」に該当すると考える。御提案の道路貨物運送業等に関する施設がこれらの施設に含まれるかについては、県に相談されたい。 2. 流通業務のための農地転用許可を可能としている高速道路等の出入口の周囲の範囲について 企業立地促進法に基づく指定集積業種のうち「道路貨物運送業」、「倉庫業」、「運輸に附帯するサービス業」、「卸売業」を追加するとともに、許可区域をインターチェンジの周囲おおむね300m以内の区域からおおむね1000m以内の区域に緩和。 また、市街化調整区域内の優良農地であっても、高速道路等の出入口の周囲おおむね300m以内の区域において流通業務施設のための農地転用許可を可能としているのは、 ① インターチェンジ等の拠点施設から至近距離にある土地の区域は、交通の利便性に極めて優れていることから市街地化の蓋然性が高いこと ② 半径を300mとする区域内の面積は約30haであり、都市計画制度における地区計画や土地区画整理事業については、実態として平均30ha程度の規模で新たな市街地形成が行われていること 等を踏まえたものである。御提案のように、市街化調整区域内の優良農地について、流通業務施設のための農地転用許可を可能とする範囲を周囲おおむね1,000m以内の区域とすることは、市街地形成の実態を大きく上回る約300haに及ぶ広大な農地の転用を認めることにつながり、適切でないと考える。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	今回、来春の東九州道開通で、九州唯一の本州と東九州、西九州の高速道結節点となり、物流拠点として重要性が高まる当区域に限り提案する。農地転用範囲は、面積300haへ拡大ではなく、物流用地が地形や幹線道路接続、地権者の意向等条件が必要であり、最適な20~50haをIC周辺概ね1000m内で選択できるよう要望する。 許可施設は、流通、製造・加工、保管等幅広な需要に応えるため、指定集積業種に関する施設の追加を願うもの。なお、県から流通業務施設の範囲は、具体案件ごとの判断になると聞いています。 また、農業上の土地利用との調整を図り、市街化区域へ編入するにはかなりの時間を要するため、速やかな実施に向け提案する。	御要望のインターチェンジ周辺地域における産業団地の新設については、現行制度による対応が可能な個別事案であり、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを進めることができると考える。	
108010	兵庫県	工場拡張に係る農振除外要件の緩和	農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	雇用創出効果が高い場合においては、事業完了後8年未満であっても、補助金を返還した上で、農振除外できるようにすること。	土地改良事業等により国費を投じて農業公共投資が行われた農地は、農業上の利用を確保すべき土地として良好な営農条件が整備された優良農地であり、農業振興地域整備計画において農用地区域として位置付け、一定期間、農業上に利用に供する必要があることから、補助金を返還するからといって農用地区域から除外できることとは適当でない。 しかしながら、 ① 農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入などにより、地方公共団体が計画的な土地利用を図る場合 ② 土地改良事業の計画段階において、市町のまちづくりの観点を踏まえた将来的な土地利用を考慮し、既存の工場の隣接地等であって転用需要が見込まれる土地の区域を受益地から除外する場合 については、農用地区域からの除外を可能としている。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	農業投資が行われた農地が、一定期間、農業上の利用に供する必要ということは理解している。しかしながら、国・地方が一休となって、地方創生を進める中、当該規制のために、地域活性化や雇用創出の機会を失うことは地方創生の流れに沿わない。 については、企業が既存敷地に隣接する農振農用地を取得して事業を拡大しようとする場合に限り、雇用創出効果が高いことなど一定の要件を設けた上で、事業完了後8年未満であっても、補助金を返還した上で、農振除外できるよう、規制緩和を求める。 なお、今回の提案は、農用地区域の除外要件①または②に該当しない案件に対する提案である。	業種や地域の状況等が不明であるが、例えば、 ① 農業従事者の安定的な就業の促進のための施設の設置(施設の拡張を含む。)であれば、市町村農業振興地域整備計画で施設の種類、位置及び規模を明らかにし、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第28号の施設として位置付けること ② 既存施設の業種が工業、運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業であれば、農村地域工業等導入促進法を活用することにより、農用地区域から除外することが可能である。 このため、具体的な計画を基に、市町村等関係機関と調整を進めていくことが重要であり、国としても御相談に応じてまいりたい。

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
128030	福島県	福島県浜通りロボット実証 区域実現プロジェクト	国有林野の管理経営に関する法律	無人航空機が山林を利用して行う試験の実証 フィールドの対象面積の上限拡大と対象者を地 域住民に加え、ロボット実証試験の実施事業者 を加えることを希望する。	無人航空機の実証実験にあたっては、航空法等関係法令の範囲内で実施することが必 要ですが、国有林野の上空を飛行することに関して貸付等は不要です。ただし、一定区 域を繰り返し飛行するなど国有林野の管理経営に影響を及ぼす可能性がある場合に は、あらかじめ区域・飛行時期等について地域の森林管理局・署にご連絡ください。	—	—	—
135010	熊本県	中山間地域における農業 を基軸とした地方創生	農地法第3条第2項第2号	農地法では、農業生産法人以外の農地取得は 認められていないが、農協も農地を取得できる ようにする。	農業協同組合による農地の所有権取得については、農業経営基盤強化促進法第4条 第3項第1号口に規定する農地売買等事業の実施により、農業協同組合が農地を買い 入れることが可能である。また、この場合、規模拡大等を希望する農業者等に農地を売 り渡すまでの間、当該農地の保全管理のため農協が自ら耕作したり、農業の技術や経 営方法の習得のための研修等の事業に活用することも可能であり、こうした仕組みを活 用することにより御提案の内容を実現することは可能であると考えている。	—	—	—
135020	熊本県	中山間地域における農業 を基軸とした地方創生	農地法第2条第3項、農地法施行規則第8条、 第9条	農業生産法人における構成員要件について、 農業関係者が総議決権の1/2以上、一般企業 等(継続的取引に限定しない)は総議決権の1 /2未満とする。 役員要件として、理事等の過半が、農業に常時 従事(年間150日以上)とされているが、農業に 従事する理事等の従事日数(例:50日以上)を 緩和する。 ※国家戦略特区のメニューと併せて措置	農地を所有できる法人(農業生産法人)における構成員要件については、現在、国会 に提出している「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」において、法人の6 次産業化等経営発展を推進していく観点から、農業関係者以外の者であっても総議決 権の2分の1未満まで議決権を保有可能とするとともに、継続的取引関係を有する者に 限定しないという見直しを行うこととしていることから、御提案の内容は、同法案の成立・ 施行により実現可能となる。 他方、役員の農業常時従事要件については、当該法人が農業を主に行う法人である ことを担保する観点から設けられており、農業従事日数(例えは50日以上)を減らすこと は、この目的を担保することができないことから困難である。ただし、役員が常時従事す ることとされる農業には、農作業だけではなく、販路開拓や資金調達、営業、企画管 理業務など農業経営に関する業務も含まれることに留意いただきたい。 なお、農業生産法人要件の異なる緩和については、「日本再興戦略」(平成26年6月24 日閣議決定)において、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附 則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえて検討す ることとされている。	—	—	—
135050	熊本県	中山間地域における農業 を基軸とした地方創生	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4 号 農業振興地域の整備に関する法施行令第1条	地域内で生産される農畜産物又はそれを原材 料として製造・加工したものの提供を行う農家レ ストランについて、農業用施設として、農業者 がこれを農用地区域内に設置することを可能とす る。	農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生 産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用 施設とみなし、農用地区域内に設置できることとしていることから、国家戦略特別区域の 指定を受けることにより、農地転用許可を受けて農用地区域内に設置することが可能と なる。 なお、農家レストランの農用地区域内への設置については、「平成26年の地方からの 提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、「国家戦略特別区 域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用 することを検討することとされたところである。	—	—	—
136010	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市	県境を越えた連携により、 交通結節機能を最大限活 かす、九州における「新 たな地域集積構造」構造特 区～「一生涯働くまち」モ デルの創出～	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2 項	農振除外の手続きについて、土地の高度利 用を進める観点から、鳥栖ジャンクション周辺地域 に限り、基準(5要件)の弾力化を図る。	高速道路のジャンクションは、車両の出入口ではなく、その周辺について特に産業団 地や住宅環境の整備を推進する必要性はないため、基準の弾力化は困難である。 なお、産業団地や住宅環境の整備については、農業上の土地利用との調整を図った 上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入による開発を 検討することが適当と考える。このため、具体的な計画を基に、都市計画の変更に向 けて県及び市の関係部局と調整を進めていくことが重要であり、国としても御相談に応じて まいりたい。	右提案者からの意見を 踏まえ、回答されたい。	我々の特区提案は、農地開連法規定に照ら した法的な意味としては「鳥栖ジャンクションに 隣接する鳥栖インターチェンジ」から概ね4キ ロという趣旨です。特に鳥栖ジャンクションのよ うに4方向への展開が可能なクローバー型で、 地域の拠点となるインターチェンジを併設した ジャンクションは、全国的にも3大都市圏・県庁 所在地以外には存在しません。 我々の提案は、全国的にも稀有名な鳥栖ジャ ンクションの特性や今後も一定期間人口が増 え続ける鳥栖・小郡地域の潜在力を活かし、 地域の拠点化・活性化を農地開連法・都市計 画法の規制緩和によりスピード感をもって進め られるよう、国、県、市の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に 会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。	御要望の産業団地や住宅環境の整備については、現行制度による対 応が可能な個別事案であり、農業上の土地利用との調整を図った上 で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入 による開発を検討することが適当と考える。 国としても、市の計画の具体化の検討と併せて、円滑な調整が進められ るよう、国、県、市の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に 会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。

10(農林水産省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
136020	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市	県境を越えた連携により、交通結節機能を最大限活かす、九州における「新たな地域集積構造」構造特区～「一生懸命働くまち」モデルの創出～	農地法第5条	鳥栖ジャンクションから概ね4km以内の農地の分類基準を緩和して土地の高度利用を進める観点から、甲種、1種、2種農地等の分類基準の地域性に沿った弾力化を図る。	高速道路のジャンクションは、車両の出入口ではなく、その周辺について特に産業団地や住宅環境の整備を推進する必要性はないため、基準の弾力化は困難である。 なお、産業団地や住宅環境の整備については、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入による開発を検討することが適当と考える。このため、具体的な計画を基に、都市計画の変更に向けて県及び市の関係部局と調整を進めていくことが重要であり、国としても御相談に応じてまいりたい。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	我々の特区提案は、農地開闢法規定に照らした法的な意味としては「鳥栖ジャンクションに隣接する鳥栖インターチェンジ」から概ね4キロという趣旨です。特に鳥栖ジャンクションのように4方向への展開が可能なクローバー型で地域の拠点となるインターチェンジを併設したジャンクションは、全国的にも3大都市圏・県所在地以外には存在しません。 我々の提案は、全国的にも稀有な鳥栖ジャンクションの特性や今後も一定期間人口が増え続ける鳥栖・小郡地域の潜在力を活かし、地域の拠点化・活性化を農地開闢法・都市計画法の規制緩和によりスピード感をもって進められるよう、地域限定の特例を認めて頂き、新たな発展モデルを提示するものです。	御要望の産業団地や住宅環境の整備については、現行制度による対応が可能な個別事案であり、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入による開発を検討することが適当と考える。 国としても、市の計画の具体化の検討と併せて、円滑な調整が進められるよう、国、県、市の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。
140010	NPO法人「LINK'S」障がい者・高齢者就労施設	現在、亀岡市でブルーベリー等の栽培をおこなっていますが、隣接区域が亀岡市総合運動公園になっております。事務所の設置、また新たな農業事業に移行に障壁となっております。本法人は障がい者・高齢者就労支援のために同市を中心にオランダ等で行われている本格的農業の就労を行いう型就労への移行を求めています。	農地法	農地の所有・抵当権などの農地をNPO法人でも簡単に所有できるようにする。	障害者の就労支援など社会福祉事業を行うことを目的に設立されたNPO法人が、当該事業の実施のために農地の所有権を取得する場合には、現行制度でも農業生産法人の要件を満たさなくても所有権を取得することができる(なお、抵当権が設定されている農地であっても同様である。)	—	—	—
155011	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン (農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大)	農業協同組合法第72条の8	農事組合法人が行うことができる事業種類に、農閑期等に容易に取り組める範囲で地域に密着した「生活サービス事業」を加える。 法人の本来事業である農業経営に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に制限を設けるよう措置する。	農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態であり、このことから、農業以外の事業を多角的に行なうことは予定しておらず、農業以外の事業も多角的に行なう場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制度的に手当している。 今回例示のあった地域に密着した生活サービスの例のうち、食料品の販売については、自らが生産する農畜産物の販売は現行制度上実施可能である。また、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業生産にどうぞ事業の多角化を行なうようなケースを想定して、農事組合法人が株式会社への組織変更の制度(簡易な手続きで、現在の法人を解散することなく株式会社となることができる制度)を設けているところであり、この組織変更の制度を活用することにより、提案の内容は実現可能である。 なお、株式会社においても定款に定めをおくことにより1人1議決権的な運営も可能となっている。	右提案者からの意見を踏まえ、理由をより明確に回答されたい。	貴省回答第1段落目記載の制度趣旨は理解するが、民間企業が撤退し、主要な担い手が農事組合法人に限られる地域もある中で、なぜ集落存立に不可欠な生活サービス事業に参入する途を開くことができないのか、理由をより明確に示していただきたい。 また、株式会社への組織変更制度や、定款の定めにより一人一議決権的な運営が可能な点については承知しており、その上で、株式会社へと組織変更できるよう、制度的に手当しているところである。 なお、株式会社への組織変更是、農事組合法人が事業変更するための定款変更と同様に、総会で三分の二以上の議決を得るという手続を経れば行えるよう措置されているところであり、株式会社への組織変更の手続が、農事組合法人の事業変更のための定款変更手続と比べて特に加重なものとはなっていない。	農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態である。 このため、農業以外の事業を多角的に行なうことは予定しておらず、多角的に行なう場合には、簡単な手続で現在の法人を解散することなく株式会社へと組織変更できるよう、制度的に手当しているところである。
160010	リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議	「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン	農業振興地域の整備に関する法律第8条及び12条	市町村の定める農業振興地域整備計画の設定・変更については、県知事の同意を不要とし、遊休農地で農地での活用が難しい農地は、除外が速やかにできるようとする。	市町村の農業振興地域整備計画について、遊休農地を農用地区域から除外するために変更する場合には、都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に沿った内容として、都道府県の農業振興施策との整合を図る必要があることから、都道府県知事に協議し同意を得ることが必要である。 なお、農業振興地域整備計画の変更については、具体的な開発事案について、早期の段階から都道府県と事前の調整を行うことにより、迅速な対応が可能と考える。	—	—	—
160110	リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議	「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン	国家戦略特別区域法改正案第16条の2	改正法案のメニューを活用し、より広い国有林野を利用できるようにする	国有林野については、「国有林野の管理經營に関する法律」第7条第1項第3号において、観光振興を含め公衆の保健の用に供する場合には面積の上限なく貸し付けることができるよう措置されていることから、具体的な箇所等があれば、地域の森林管理局・署にご相談ください。	—	—	—
178010	(有)パールエンジニアリング	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	—	—	—